

東日本大震災復興特別委員会議録 第四号

平成二十五年四月二日(火曜日)

午後零時十五分開議

出席委員

委員長 後藤田正純君

理事 小里 泰弘君

理事 西村 明宏君

理事 椎木 保君

理事 石川 昭政君

小田原 潔君

門 博文君

菅野さちこ君

小林 鷹之君

佐々木 紀君

島田 佳和君

瀬戸 隆一君

津島 淳君

橋本 英教君

安住 淳君

吉田 泉君

木下 智彦君

中野 洋昌君

高橋千鶴子君

伊藤信太郎君

土井 亨君

黄川田 徹君

高木美智代君

今枝宗一郎君

勝沼 栄明君

菅家 一郎君

黄川田仁志君

今野 智博君

桜井 宏君

鈴木 憲和君

高橋ひなこ君

中川 俊直君

藤原 崇君

郡 和子君

小熊 慎司君

村岡 敏英君

林 宙紀君

畑 浩治君

国務大臣
(復興大臣)

根本 匠君

復興副大臣

浜田 昌良君

衆議院調査局東日本大震災復興特別調査室長

宮部 光君

委員の異動

四月二日

辞任

小泉進次郎君

三木 圭恵君

補欠選任

今枝宗一郎君

木下 智彦君

同日

辞任

今枝宗一郎君

木下 智彦君

補欠選任

小泉進次郎君

三木 圭恵君

四月一日

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

○後藤田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。復興大臣根本匠君。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○根本国務大臣 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、福島復興及び再生を一層推進する観点から、平成二十五年予算案や税制改正大綱に盛り込まれた措置の実施に必要な法律上の手当てを行うため、提出するものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国による公共事業の代行や生活環境整備事業の対象地域を拡大し、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものについて、帰還困難区域及び居住制限区域においても実施することができるようとなっております。

第二に、公営住宅の整備その他の避難を余儀なくされた者の生活の拠点を形成する事業等の実施に要する経費に充てるための生活拠点形成交付金を創設するものとなっております。

第三に、避難解除区域等内において雇用機会の確保に寄与する事業等を実施する事業者は、課税の特例等を受けることができるものとなっております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら

目次中「第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条―第十七条)」を

「第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条―第十七条)」を

「第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条―第十七条)」を

「第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条―第十七条)」を

「第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条―第十七条)」を

「第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条―第十七条)」を

「第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条―第十七条)」を

「第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条―第十七条)」を

「第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条―第十七条)」を

「第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条―第十七条)」を

「第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条―第十七条)」を

「第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条―第十七条)」を

「第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条―第十七条)」を

「第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条―第十七条)」を

「第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条―第十七条)」を

「第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条―第十七条)」を

「第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置(第七条―第十七条)」を

んことをお願いいたします。

○後藤田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明三日月曜日午後零時五十分理事會、午後一時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時十七分散會

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 避難解除等区域復興再生計画(第四条―第十条)

第三章 避難解除等区域復興再生計画の実施(第十一条―第十五条)

第四章 避難解除等区域復興再生計画のその他の事項(第十六条―第十八条)

第五章 雑則(第十九条―第二十一条)

第六章 附則(第二十二条―第二十四条)

第七章 附則(第二十五条―第二十七条)

第八章 附則(第二十八条―第三十条)

第九章 附則(第三十一条―第三十三条)

第十章 附則(第三十四条―第三十六条)

第十一章 附則(第三十七条―第三十九条)

第十二章 附則(第四十条―第四十二条)

第十三章 附則(第四十三条―第四十五条)

第十四章 附則(第四十六条―第四十八条)

第十五章 附則(第四十九条―第五十一条)

第十六章 附則(第五十二条―第五十四条)

第十七章 附則(第五十五条―第五十七条)

第十八章 附則(第五十八条―第六十条)

第十九章 附則(第六十一条―第六十三条)

第二十章 附則(第六十四条―第六十六条)

第二十一章 附則(第六十七条―第六十九条)

第二十二章 附則(第七十条―第七十二条)

第二十三章 附則(第七十三条―第七十五条)

第二十四章 附則(第七十六条―第七十八条)

第二十五章 附則(第七十九条―第八十一条)

第二十六章 附則(第八十二条―第八十四条)

第二十七章 附則(第八十五条―第八十七条)

第二十八章 附則(第八十八条―第九十条)

第二十九章 附則(第九十一条―第九十三条)

第三十章 附則(第九十四条―第九十六条)

第三十一章 附則(第九十七条―第九十九条)

第三十二章 附則(第一百条―第一百零二条)

条」を「第七十七条―第八十二条」に、「第七十条」を「第八十三条」に、「第七十一条」を「第七十五条」を「第八十四条―第八十八条」に改める。
第四号第二号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示を行うことの指示

第五号第二号第五号中「第三十八号第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同項第七号中「第五十八号第一項」を「第七十一条第一項」に改める。
第三章第一節中第七号の前に次の款名を付する。

第一款 避難解除等区域復興再生計画
第七号の見出しを削り、同条第二項中「わたるもの」の下に「及び現に避難指示（第四条第四号イに掲げる指示であるものを除く。）の対象となっている区域（同条第五号に規定する近く避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域を除く。）におけるもの」を加え、同条の次に次の款名を付する。

第二款 土地改良法等の特例等
第十三条第二項中「第四十五号第二項第二号」を「第五十八号第二項第二号」に改める。
第十七条第一項中「避難解除等区域において」を削る。

第七十五条を第八十八条とし、第七十一条から第七十四号までを十三号ずつ繰り下げる。
第八章中第七号を第八十三号とする。
第七章中第六十九号を第八十二号とし、第六十四号から第六十八号までを十三号ずつ繰り下げる。

第六章中第六十三号を第七十六号とし、第六十二号を第七十五号とし、第六十一号を第七十四号とする。

第六十条中「第五十八号第五項」を「第七十一条第五項」に、「第六十二号」を「第七十五号」に改め、同条を第七十三号とする。

第五十九号中「第五十八号第五項の」を「第七十一条第五項の」に、「第五十八号第六項」を「第七十一条第六項」に、「第五十八号第三項」を「第七十一条第三項」に、「第五十八号第五項」を「第七十一条第五項」に、「第五十八号第五項各号」を「第七十一条第五項各号」に、「第五十八号第七項」を「第七十一条第七項」に改め、同条を第七十二条とする。

第五十八号第一項中「第六十一条」を「第七十四条」に改め、同条第六項中「第六十号」を「第七十三号」に、「第六十一条」を「第七十四号」に、「第六十二条」を「第七十五号」に改め、同条を第七十一条とする。

第五十七号中「第五十三号」を「第六十六号」に改め、第五章第三節中同条を第七十条とする。
第五十六号を第六十九号とし、第五十三号から第五十五号までを十三号ずつ繰り下げる。
第五章第二節中第五十二号を第六十五号とし、第五十一号を第六十四号とする。
第五十号中「第三十八号第二項第三号」を「第五十一条第二項第三号」に改め、第五章第一節中同条を第六十三号とする。

第四十九号中「第三十八号第二項第三号」を「第五十一条第二項第三号」に改め、同条を第六十二条とする。

第四十八号第一項中「第三十八号第二項第三号ホ」を「第五十一条第二項第三号ホ」に改め、同条第二項中「第三十八号第二項第三号」を「第五十一条第二項第三号」に改め、同条第三項中「第三十八号第四項」を「第五十一条第四項」に改め、同条第四項中「第三十八号第十項」を「第五十一条第十項」に、「第三十九号第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第五項及び第六項中「第三十八号第十項」を「第五十一条第十項」に改め、同条を第六十一条とする。

第四十七号中「第四十四号第五項」を「第五十七号第五項」に改め、同条を第六十号とする。

第四十六号の前の見出しを削り、同条第一項中「第四十四号第二項第三号」を「第五十七号第二項第三号」に改め、同条を第五十七号第二

項第三号」に改め、同条を第五十九号とし、同条の前に見出しとして「（地熱資源開発事業に係る許可等の特例）を付する。
第四十五号を第五十八号とし、第四十四号を第五十七号とする。

第四十三号中「第三十八号第二項第三号二」を「第五十一条第二項第三号二」に、「第四十七号」を「第六十条」に改め、同条を第五十六号とする。
第四十二号第一項中「第三十八号第二項第三号ハ」を「第五十一条第二項第三号ハ」に改め、同条第四項中「第三十八号第二項第三号」を「第五十一条第二項第三号」に改め、同条を第五十五号とする。

第四十一号第一項中「第三十八号第二項第三号ロ」を「第五十一条第二項第三号ロ」に改め、同条第七項中「第三十八号第二項第三号」を「第五十一条第二項第三号」に改め、同条を第五十四号とする。

第四十号第一項中「第三十八号第二項第三号イ」を「第五十一条第二項第三号イ」に改め、同条第七項中「第四十号第五項各号」を「第五十三号第五項各号」に改め、同条第八項中「第四十号第九項」を「第五十三号第九項」に改め、同条を第五十三号とする。

第三十九号第一項中「第三十八号第九項の」を「第五十一条第九項の」に、「第三十八号第十項」を「第五十一条第十項」に、「第三十八号第九項」を「第五十一条第九項」に、「第三十八号第二項」を「第五十一条第二項第三号」に、「第三十八号第九項各号」を「第五十一条第九項各号」に、「第三十八号第十一項」を「第五十一条第十一項」に改め、同条を第五十二号とする。

第三十八号第二項第三号中「第四十号から第五十号まで」を「第五十三号から第六十三号まで」に改め、同号イ中「第四十号第二項」を「第五十三号第二項」に改め、同号ホ中「第四十八号第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同項第四号

中「第四十号から第五十号まで」を「第五十三号から第六十三号まで」に改め、同条第三項中「第四十号から第四十八号まで」を「第五十三号から第六十一条まで」に、「第四十九号」を「第六十二条」に、「第七十二条ただし書」を「第八十五条ただし書」に、「第五十号」を「第六十三号」に改め、同条第四項中「第四十四号及び第四十七号」を「第五十七号及び第六十号」に改め、同条を第五十一条とする。

第三十七号中「第二十八号」を「第四十一条」に改め、第四章中同条を第五十号とする。

第三十六号を第四十九号とし、第三十二号から第三十五号までを十三号ずつ繰り下げる。

第三十一号第一項中「第三十三号」を「第四十六号」に改め、同条を第四十四号とする。

第三十号を第四十三号とし、第二十六号から第二十九号までを十三号ずつ繰り下げる。

第二十五号第一項中「及び」の下に「避難元市町村（を）を加え、（以下この項において「福島県等」という。）をいう。以下同じ」に、「福島県等以外」を「福島県及び避難元市町村以外」に改め、第三章第三節中同条を第三十四号とし、同条の次に次の一款を加える。

第二款 生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置
（生活拠点形成事業計画の作成等）

第三十五条 福島県知事及び避難元市町村（多数の居住制限者が居住し、又は居住しようとする市町村をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の長（避難元市町村その他の地方公共団体の長）は、共同して、避難元市町村の区域内における公営住宅の整備その他の居住制限者の生活の拠点を形成する事業に関する計画（以下この条及び次条において「生活拠点形成事業計画」という。）を作成することができる。

形成交付金事業等の実施に要する経費に充てる

第二十四条を第三十三条とし、第二十三条を第
録第四号 平成二十五年四月二日

用に供する建物若しくはその敷地である土地の

進すべき区域（以下「企業立地促進区域」と

いう。

三 避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するため企業立地促進区域において実施しようとする措置の内容
四 前三号に掲げるもののほか、企業立地促進計画の実施に関し必要な事項

3 福島県知事は、企業立地促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 福島県知事は、企業立地促進計画を作成したときは、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により企業立地促進計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第四項の規定により提出された企業立地促進計画が避難解除等区域復興再生計画に適合していないと認めるときは、福島県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

7 第三項から前項までの規定は、企業立地促進計画の変更について準用する。

(企業立地促進計画の実施状況の報告等)

第十九条 福島県知事は、前条第四項の規定により提出した企業立地促進計画(その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があったときは、その変更後のもの。以下「提出企業立地促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

2 内閣総理大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、福島県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを要請することができる。

3 内閣総理大臣は、前項の期間が経過した後ににおいてもなお前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、福島県知事に対し、

提出企業立地促進計画の廃止又は変更を勧告することができる。

(避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定等)

第二十条 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業を実施する個人事業者又は法人は、復興庁令で定めるところにより、当該避難解除等区域復興再生推進事業の実施に関する計画(以下この条において「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。)を作成し、当該避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が適当である旨の福島県知事の認定を申請することができる。

2 避難解除等区域復興再生推進事業実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 避難解除等区域復興再生推進事業の目標

二 避難解除等区域復興再生推進事業の内容及び実施期間

三 避難解除等区域復興再生推進事業の実施体制

四 避難解除等区域復興再生推進事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 福島県知事は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 提出企業立地促進計画に適合するものであること。

二 避難解除等区域復興再生推進事業の実施が避難解除等区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 前項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る避難解除等区域復興再生推進事業実施計画(以下「認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。)の

変更をしようとするときは、復興庁令で定めるところにより、福島県知事の認定を受けなければならない。

5 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

6 福島県知事は、認定事業者が認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画(第四項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従って避難解除等区域復興再生推進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第二十一条 福島県知事は、認定事業者に対し、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る避難解除等区域復興再生推進事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第二十二条 福島県知事は、認定事業者に対し、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

(認定事業者に対する課税の特例)

第二十三条 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者(第二十六条の規定により福島県知事の認定を受けたものを除く。)が、当該新設又は増設に伴い新たな取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十四条 認定事業者(第二十七条の規定により福島県知事の認定を受けたものを除く。)が、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って、原子力災害の被災者である労働者を、

提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内に所在する事業所において雇用している場合には、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第二十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、福島県又は市町村(避難解除区域等をその区域に含む市町村に限る。以下この条及び第二十八条において同じ。)が、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者(第二十八条の規定により福島県知事の認定を受けたものを除く。)について、当該事業に対する事業税、当該事業の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該事業の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、福島県又は市町村のこれらの措置による減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限り。)は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の定めるところにより、福島県又は市町村に対して交付すべき特別交付税の算定の基礎に算入するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(通訳案内士法等の一部改正)

第二条 次に掲げる法律の規定中「第四十条第八項」を「第五十三条第八項」に改める。

一 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第四十六条第六号

二 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第十三条第六号

三 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第五項第七号

四 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第五項第六号及び第四十三条第五項第六号

（公営住宅法の一部改正）

第三条 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第八条 次の一を加える。

7 地方公共団体が、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十九条第一項に規定する居住制限者（第十七条第三項及び第四項において単に「居住制限者」という。）の生活の拠点形成するために公営住宅の建設等をする場合において、同法第三十六條第三項に規定する生活拠点形成交付金（第十七条第三項及び第四項において単に「生活拠点形成交付金」という。）を当該公営住宅の建設等に要する費用に充てるときは、当該生活拠点形成交付金を第一項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。

第十一条第一項中「第八条第六項」の下に「若しくは第七項」を加える。

第十七条第三項中「復興交付金」の下に「を充て、若しくは居住制限者に貸付するため生活拠点形成交付金」を加え、同条第四項中「低額所得者」の下に「又は居住制限者である低額所得者」を、「復興交付金」の下に「又は生活拠点形成交付金」を加える。

（登録免許税法の一部改正）

第四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十

五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三中「第三十八条第一項」を「第五十一条第一項」に、「同法第三十九条第一項」を「同法第五十二条第一項」に、「第四十八条第三項」を「第六十一条第三項」に改める。

別表第一第二百二十五号中「第四十八条第一項」を「第六十一条第一項」に、「第三十八条第九項」を「第五十一条第九項」に、「第三十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同表

第二百三十九号中「第四十八条第一項」を「第六十一条第一項」に、「第三十八条第九項」を「第五十一条第九項」に、「同法第三十九条第一項」を「同法第五十二条第一項」に改め、同表

第四十号中「第四十八条第九項」を「第六十一条第一項」に、「第三十八条第九項」を「第五十一条第九項」に、「第三十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第五条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十一の三の項中「第四十条第七項」を「第五十三条第七項」に改め、同表の二十九の項中「第二十六条」を「第三十九条」に改める。

別表第五第二十六号の三中「第四十条第七項」を「第五十三条第七項」に改め、同表第三十四号中「第二十六条」を「第三十九条」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第一百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第五号二中「第六十条」を「第七十三条」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第七条 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第四号中「第二十三条」を「第三十二条」に改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第八条 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「第二十四条」を「第三十三条」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第九条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「第三十八条第九項」を「第三十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画に關すること、同法第三十六条第三項に規定する生活拠点形成交付金の配分計画に關すること、同法第五十一条第九項」に、「第五十八條第五項」を「第七十一条第九項」に、「第三十八條第二項第三号」を「第三十六條第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等及び同法第五十一条第二項第三号」に改める。

（政令への委任）

第十条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

福島復興及び再生を一層推進するため、避難を余儀なくされている者の生活の拠点を形成する事業を行う地方公共団体に交付金を交付する制度を創設するとともに、住民の居住及び事業活動が制限されている区域等においても国が生活環境整備事業を実施することを可能とする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十五年四月五日印刷

平成二十五年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P